

岩手県告示第 125 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 2 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重茂半島線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡山田町大沢第 1 地割 44 番 10 地先から第 2 地割 40 番 1 地先まで	新	m 30.3～ 6.7	m 171.1
	旧	13.5～ 6.7	171.1
下閉伊郡山田町大沢第 12 地割 41 番 4 地先から 41 番地先まで	新	12.1～ 9.7	7.8
	旧	9.8～ 9.7	7.8
宮古市大字重茂第 21 地割 37 番 1 地先内	新	20.3～ 5.5	26.4
	旧	11.0～ 5.5	26.4
宮古市大字重茂第 21 地割 3 番 4 地先から 4 番 5 地先まで	新	30.4～10.4	392.7
	旧	30.4～ 5.8	392.7
宮古市大字重茂第 18 地割字石浜川向 11 番 1 地先内	新	20.1～ 5.1	20.5
	旧	6.3～ 5.1	20.5
宮古市大字重茂第 16 地割字石浜 37 番 3 地先から 34 番 1 地先まで	新	14.3～ 6.7	13.8
	旧	6.7～ 5.1	13.8
宮古市大字重茂第 11 地割 125 番 1 地先から 88 番 2 地先まで	新	20.3～ 9.2	45.8
	旧	15.5～ 9.2	45.8
宮古市大字重茂第 10 地割 38 番 2 地先内	新	10.3～ 6.1	26.8
	旧	8.7～ 6.1	26.8

宮古市白浜月山国有林2林班い1小班地先内	新	14.1～ 7.5	16.2
	旧	7.8～ 7.5	16.2

4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

(1) 場所 宮古地方振興局土木部

(2) 期間 平成21年2月10日から同年3月10日まで